

原議保存期間	10年(平成39年3月31日まで)
有効期間	一種(平成39年3月31日まで)

警視庁組織犯罪対策部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校組織犯罪対策教養部長

警察庁丁組企発第97号
平成28年5月24日
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正について（通達）

平成25年6月に刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号。以下「一部改正法」という。）が成立し、平成28年6月1日から施行されることとなった。同法では、近年、犯罪者の再犯防止が重要な課題となっていることに鑑み、犯罪者が再び犯罪をすることを防ぐため、前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない者等について、刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入すること等を規定している。一部改正法により、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）で規定されている刑の執行猶予に関する規定についても改正がなされたところであるが、改正の趣旨については、下記のとおりであることから、留意されたい。

記

1 改正の内容

(1) 現行規定

暴対法第3条第2号は、指定暴力団の指定に関する要件として、暴力団の幹部である暴力団員又は全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者の人数の比率が政令で定める比率を超えることを規定しており、同号イからへでは、暴力的不法行為等又は暴対法第8章（第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為を行った者であることを前提に、犯罪経歴保有者に当たる者の各類型を定めている。

このうち、禁錮以上の刑の言渡しを受けた者については、

- ① 禁錮以上の刑に処せられた者（暴対法第3条第2号イ）
- ② 禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の期間を経過した者（同号ハ）
- ③ 当該言渡しに係る罪について大赦又は特赦を受けた者（同号ホ）

を規定しており、それぞれ、

- ・ ①の者は当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
- ・ ②の者は当該刑に係る裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- ・ ③の者は当該大赦又は特赦のあった日から起算して十年を経過しないもの

を犯罪経歴保有者としている。

②③の者については、執行猶予期間の経過により、又は大赦若しくは特赦により、当該刑の言渡しは効力を失うことになるが（刑法（明治40年法律第45号）第27条、恩

赦法（昭和22年法律第20号）第3条、第5条）、これは当該個人の自発的更生の実現を達成するための法政策的な配慮によるものであり、他方、暴対法は、暴力団が総体として犯罪者集団であることを客観的に疎明するものとして犯罪経歴保有者に係る要件を設け、さらに、過去に犯した犯罪から一定の期間犯罪を犯していないことをもって更生したとみなし得るとの前提に立ち犯罪経歴保有期間を設定していることから、②③の者であっても過去に犯罪を犯したという事実が存する以上、犯罪経歴保有者に含めることとしたものである。

(2) 改正内容

一部改正法により、形式的な文言上「刑の執行猶予」には、刑の一部の執行猶予についても含まれ得ることとなるが、上記のとおり暴対法第3条第2号ハは、刑の効力そのものが失われた場合の規定であって、一部であっても実刑を受けた者をその対象とすることは適当ではなく、むしろ、「禁錮以上の刑に処せられた者」として同号イの対象とすべきである。そこで、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者については、同号ハの対象とならないことを明確にすべく、同号ハ中「刑の執行猶予」とされている部分を「刑の全部の執行猶予」と改めた。

2 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者に関する暴対法上の取扱いについて

これまで、暴対法第3条第2号ハの対象である刑の執行猶予の期間を経過した者以外に、

① 実刑判決を受け、刑を執行された者

② 執行猶予判決を受けた後、執行猶予が取り消され、刑を執行された者

については、いずれも、暴対法第3条第2号イに規定する「暴力的不法行為等又は第八章……に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に処せられた者」に該当し、当該者にあつては、執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しない限り犯罪経歴保有者とされていた。

これに加え、一部改正法の規定により、

③ 一部執行猶予判決を受け、執行が猶予されなかった部分の刑（実刑部分）を執行された後、執行が猶予された部分の刑については執行猶予を取り消されることなく猶予期間を経過した者

④ 一部執行猶予判決を受けた後、執行が猶予された部分の刑について執行猶予を取り消され、結果として、言い渡された刑の全部を執行された者

が存在することとなるが、これらの者についても、最終的に「禁錮以上の刑に処せられたこと」に変わりはなく、暴対法第3条第2号イに該当することとなる。

なお、③については、一部改正法による改正後の刑法第27条の7の規定により、執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮の刑に減軽され、「当該部分の期間の執行が終わった日」又は刑法第5条ただし書きや恩赦法第7条第4項の規定に基づき刑の執行が減軽された場合においては、「その執行を受けることがなくなった日」において、刑の執行を受け終わったものとされるため、実刑部分の刑の執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないものが犯罪経歴保有者となる。